

ひだまり便り

65号 (令和3年5月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <https://www.hidamari.or.jp>

わが子のために今から出来る財産管理の仕組み III

ひだまり理事 田代常光

今回(第三回目)は、「特定贈与信託」について紹介します。

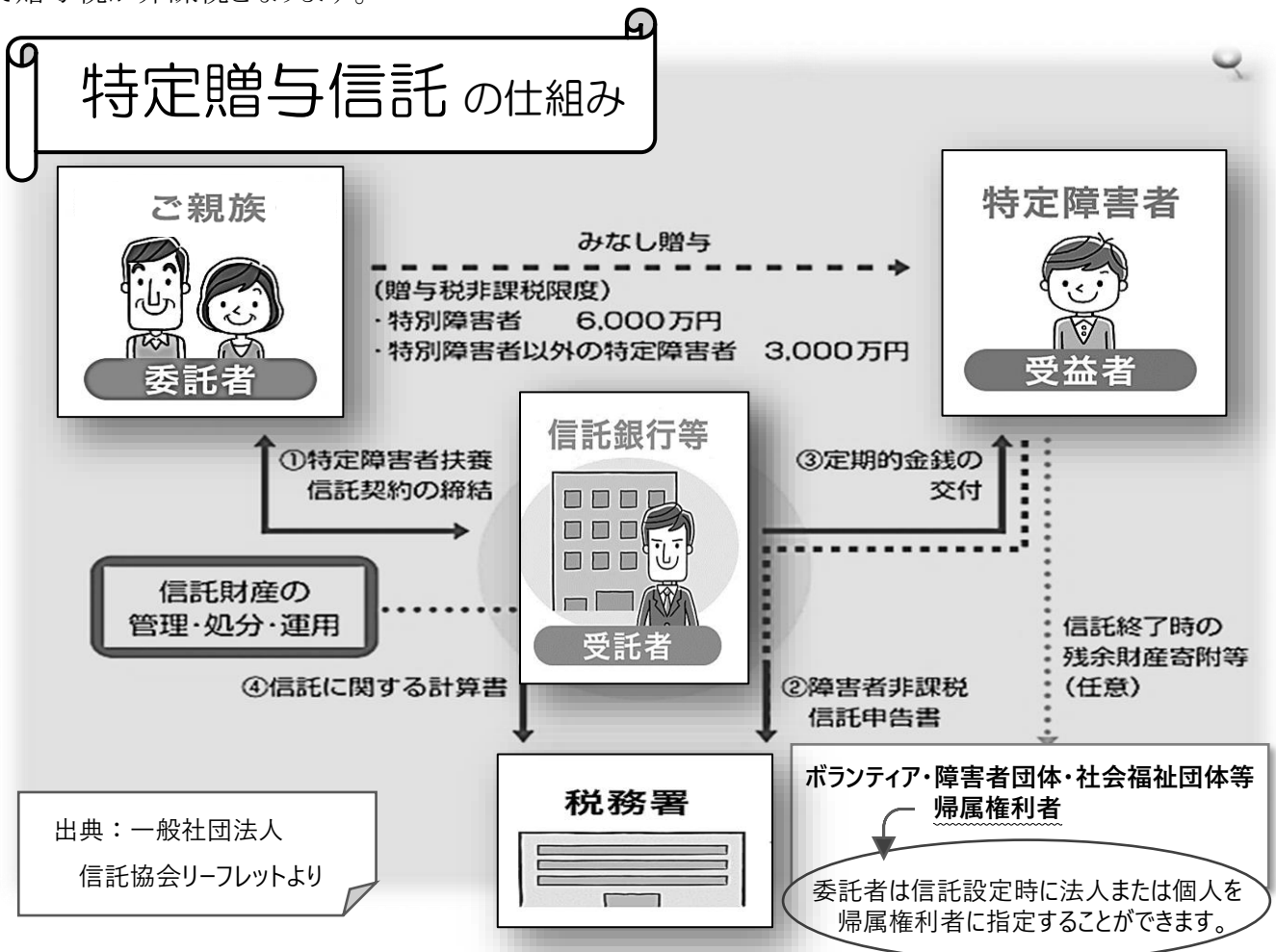
第一回目:生命保険信託、第二回目:遺言代用信託との違いは、親が生存中に財産をあらかじめ障害者(受益者)に贈与<みなし贈与>してしまうことです。

一般的には、一定金額以上の財産を贈与すると贈与税がかかりますが、今回紹介する「特定贈与信託」では、最高6,000万円までを限度として贈与税が非課税となります。

特定贈与信託は、特定(・特別)障害者の生活安定を図ることを目的に、親等(委託者)が金銭などの財産を信託銀行等(受託者)に信託するものです。(子にはみなし贈与が行われたこととなります。)

信託銀行等は、信託された財産を管理・運用し、特定(・特別)障害者(受益者)の生活費や医療費などとして定期的に金銭を交付する仕組みです。

この仕組みで信託を利用すると、相続税法の「特定障害者に対する贈与税の非課税制度」により特別障害者(重度の知的障害者)は6,000万円、特定障害者(中軽度の知的障害者)は3,000万円を限度として贈与税が非課税となります。



■ 手続きの流れ ■ ～前面を参考にしてください～

ここでは、親が障害者である子に財産(金銭)を贈与(みなし贈与)するケースとして説明します

① 委託者(親)は、受託者(信託銀行等)に金銭を信託します

親[委託者]は、信託銀行等[受託者]と信託契約(特定障害者扶養信託契約)を締結し、金銭を信託します。(つまり、みなし贈与財産(金銭)を信託銀行等[受託者]に預けます。)

② 子[受益者] から受託者(信託銀行等)に「障害者非課税信託申告書」を提出します。

受託者(信託銀行等)は、法令にしたがい税務署あて税務申告の手続きを行います。

③ 信託契約に基づき、信託銀行等から受益者(障害のある子)に定期的に金銭が交付されます。

■ 特徴(メリット) ■

- ① 多額の金融財産でも信託銀行等が管理することで、確実かつ効果的に財産を守り、運用することができます。
- ② 定期的に一定金額を分割で交付することができます。
- ③ 贈与税が免除されます。《信託財産 3,000 万円 または 6,000 万円までが非課税になります。》

一般的には贈与金額 1,000 万円の場合は、およそ 177 万円！

贈与金額 3,000 万円の場合は、およそ 1,035 万円！！の贈与税がかかります。

- ④ 制度自体が法や規則で守られています。

受益者である子が亡くなった時には、残余財産は子の相続人・受遺者に交付されますが、信託契約設定時に残余財産の帰属権利者を社会福祉法人や認定 NPO 法人・障害者団体等に指定することで、他の障害者のために寄付し活用することもできます。
(ただし、すべての信託銀行等が法人・団体等を帰属権利者として指定する取扱いができるわけではありません。取扱い不可の金融機関もあります。)

■ 短所(デメリット) ■

- ① 受託者[信託銀行等]に対して、報酬や手数料がかかります。(各信託銀行によって報酬・手数料にはそれぞれ金額差があります。)
- ② この信託は原則解約することはできません。

■ 特定贈与信託の費用・手数料について ■

信託銀行等の金融機関によって差異(下記参照)がありますので、取扱いの金融機関に確認ください。

諸費用・手数料等	A 行	B 行	C 行
信託設定時(税抜き)	信託財産×3%	信託財産×1.5%	信託財産×3%
信託期間中(税抜き)	なし	なし	月額 10,000 円
運用収益の信託報酬	各行とも運用収益に対して規定に準じた信託報酬を徴収		

●● ご注意いただきたいこと ●●
上記でも記載しましたが、金融機関によって、残余財産の帰属権利者指定の取扱いに差異があり、取扱不可の金融機関もあります。



次回は、相続法が改正されて扱いやすくなった「自筆証言遺言」を取り上げる予定です！